

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0-58431 労金 東京労働金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

特集・大韓機事件の真相をえぐる

■巻頭言■

「非武装中立論」論争と平和四原則……………2

大韓機事件への基本視点……………3

◇記者座談会 大韓機事件検証(三)◇

浮上する「アメリカ見殺し」説……………7

◇シリーズ「ソ連脅威論」の虚構²⁶◇

破綻した「ココム」規制……………10

——対ソ経済政策の実態(二)——

◇八三年度組合大会の検討(三)◇

総評労働運動の現状と課題……………13

社会通信二百号記念出版

岩井 章・灰原茂雄編著

反合理化闘争の理論と実践

好評発売中 定価千二百円(千二百五十円)

旬刊社会通信

NO. 210

一九八三年一月二日

一九八三年一月二日

(毎月二日・十一日・二十日三回発行)

■ 巻頭言 ■

「非武装中立論」 論争と平和四原則

中曽根首相は、社会党の党是、「非武装中立論」への批判をくり返している。現実を無視したなまけものの理論、国民は自衛隊への理解を示している、戦後三十有余年情勢は大きく変わったというのが、彼の批判の論拠である。

「非武装中立論」は現実を無視しているか。否である。わが国の現実、国の最高の法規たる日本国憲法にもとづかねばならぬ。その憲法は前文で、「非武装中立」の理念をこう定めている。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理念を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」

この「平和主義」のうえに、第九条は、「戦争の放棄」「軍備及び交戦権の否認」をこう定めている。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」

「非武装中立論」は「なまけものの理論」であるか。否である。中曽根は、「現実」という名で「ソ連脅威論」をあり、戦争の危機をつくりだしている。一九一七年以来、社会主義を敵視し、対ソ包囲網を作ってきたのはだれか。第二次大戦後の「冷戦体制」の張本人はだれか。レーガンとサッチャーの論理はそれと変わらない。世界の国々にみずからの意志でみずから選択した道を歩み始めたとき、アメリカはつねに武力介入した。今日とて同様だ。エルサルバドルで、ニカラグアで、チリで、パレスチナで幾万、幾十万人のひととを殺傷しつづけているのはだれか。

この、現実、に国民の間には日米安保条約の好戦的性格への深い危惧という、現実、がある。このように、「非武装中立論」は、戦争挑発者とたたかい、世界平和を追求する理論である。

中曽根氏ら政府自民党は、「世論調査の結果は安保、自衛隊を肯定している」という。はたしてそうか。現実をシブシブ認めているにすぎぬ。もし、彼らが本当にそのことを確信しておれば、「憲法改正」にふみ切るであろうからだ。しかし、彼らはそれはできない。それどころか、「運命共同体論」「不沈空母」「三海峡封鎖」発言時の、中曽根支持率の低下ぶりはどうだ。これこそ、国民の眞の憲法意識を示すものである。

戦後三十有余年、日本の地位は変わった。世界の情勢も変わった。日本は資本主義国第二位の生産力をもつにいたり、アメリカの地位は低下した。これは、中曽根が主張するようにではなく、まったく反対に、日本が憲法の理念を国際政治のうえに実現する基盤を高めるものだ。

かつて、社会党は「平和四原則」で憲法を守るためにたたかっていた。憲法の理念は「非武装中立論」として社会党の政策に実現された。したがって、「非武装中立論」を批判することは、憲法を批判することにつながる。「非武装中立論」をめぐる論争は、中曽根首相、独占の好戦的性格の高まりとともに、平和四原則以上の階級的意義をもっていることを知らねばならない。

大韓機事件への基本視点

ムルマンスク事件と類似

一九七八年四月二〇日夜、パリ発アンカレッヂ経由ソウル行きKAL（大韓航空）機は、北極圏にさしかかったところで、一八〇度方向の違うソ連領に向かって飛行を始めた。多くの乗客は窓から入る太陽の光がそれまでと逆の側に変わったので、その異常に気がつき不審に思ったという。しかしKAL機はそのまま飛行を続け、ソ連の欧州における最高の戦略要地（ボルヤルヌイSLBM基地など）のあるムルマンスク付近を通過し領空侵犯を続けた。

乗客の話では、この時KAL機を迎撃したスホーイ15は、窓いっぱいに見えるほど接近し、くりかえし翼をふり、さらに緑色のミサイルを発射して合図を送ったという。しかしKAL機は飛行を続け、スホーイ15の攻撃を受けた。機内は十数名の負傷者（後に二名死亡）が出て大混乱となった。ようやく「緊急着陸する」とアナウンスがあり、低空飛行に移り、スホーイを振り切り、なおも一時間半も飛行し領空を六百キロも侵犯し不凍湖に不時着した。

操縦士たちは「INS（慣性航法装置）は未搭載で、予想外の計器故障で方向がわからなくなった」と弁明したが、ともかく乗客はソ連側に救出され、機体は没収された。この事態に韓国の朴大統領は「ソ連側の取った措置に感謝を表明」し、一片の抗議もおこなわなかった。日本政府も韓、ソ両政府に事情説明を求めたが、抗議も補償要求もおこなわなかった。

当時のソ連機のおこなった警告合図は、日航の「運行基準」に示されていた「ソ連の迎撃合図」通りのもので、当時ソ連は「国際民間航空条約」（ICAO）に未加入であったが、その警告合図はICAOの基準に準じたものであったとされている。

ソ連は事件の発生と同時にこれを発表し、翌日にはこの事件の詳細を発表した。しかし、当時の新聞報道などを調べると、この時も米国側はKAL機のソ連領侵犯をその直後から知っていたという。ノルウェー、アラスカなどのリーダー基地や通信傍受基地では、ソ連の最高の戦略要地に堂々と侵入していくKAL機に驚き、撃墜の可能性もある危険な状況を知りながら、ひたすらKAL機の動向とソ連側の対応を観察していたという。この時、リーダー基地や管制塔、KAL機がどう連絡し合ったかは不明である。

KAL機の戦略要地への領空侵犯を最初から知りながら、放置しておいたという点で、今回の事件の経過はムルマンスク事件と類似しているといつてよい。

事件の発端は領空侵犯から

今回のKAL機の航路がアンカレッヂ出発直後から異常なものであったことは、九月一日のシュルツ國務長官の発表、九月九日のオルガコフ参謀総長の発表からも確認できる。このKAL機は、三台そろって故障することはきわめてまれ（その確率をある専門家は十

万部の一以下だという)なINSを塔載し、「この領域に侵入すると無警告で銃撃される可能性がある」と飛行禁止地域を明示した航空図と、領空に接近した際にはそれを点検しつつ飛行するよう義務づけられた機内レーダーを持ち、アラスカ、アリューシャン列島のレーダー網の上を日本に向かったはずであった。

ソ連との国境にもっとも近いセニア島米軍基地のレーダーは、それまでしばしばソ連領に侵犯しそうな民間航空機にたいして、警告を与えていたという実績もあったのである。このレーダー網をくぐり抜け、KAL機はどうしてソ連領に飛行を続け得たのかは、今回の事件の最大のナゾである。

ベーリング海をへだてて、米、ソが隣接している唯一の地方であるアリューシャン・アラスカ地方とカムチャッカ地方は、両国が互いにもっとも緊張して相手の動向をうかがっているところであり、当然二十四時間体制で厳重な警戒・情報網が展開されている。そして、米本土がその射程内にあるため恐れられているカムチャッカのペトロパブロフスクS LBM基地などの戦略要地にたいして米軍の恒常的な偵察、情報収集がおこなわれている。それは偵察機、偵察衛星、原潜などの艦艇などによっておこなわれ、アリューシャン列島から千島列島、北海道にかけてのレーダー網、大型水中聴音機網、盗聴・傍受基地によって支えられている。だからこそ、アンカレッジを出発した時から異常な飛行を続けたKAL機の航路が正確に知られているのである。

作為にみちたアメリカ報道

九月二一日、米国は「KAL機はセニア島レーダーのはるか北方を飛行したので、レーダー網に捕捉されなかった」と発表したが、先にシュルツ國務長官が発表したKAL機の航路は、セニア島レーダーに十分捕捉される位置を飛行したことを示しているのである。

ともかく、KAL機は米軍の監視下で領空を侵犯し、米軍はこれを迎撃するソ連側の動きを積極的に傍受していたことは間違いない。そして、KAL機の移動にもなつて、その動向は隣接地区の日本に申し送りがあったと考えるのが自然である。事件発生後、防衛庁が「稚内のレーダーに突然現われたソ連の民間機らしい機影を発見した」とか、「管制塔からの連絡で墜落の可能性を知り、数時間後に傍受テープを調べたら撃墜の状況が入っていた」という話もきわめて不自然で作為を感じる。傍受した情報をすばやく伝えることこそ、傍受基地の任務である。このような警戒・情報網の最先端からの情報は、その施設が日米共同のものであっても、おおむね十分間後には米本土の国家安全保障局(NSA)やペンタゴンの世界軍事指揮管制センター(WWCCS)に直送されて、米国の臨戦体制を支えているからである。だからこそ、三沢の北部航空方面隊は午前五時にパイロットと整備員に非常呼集をかけたのである。

二時間半にわたるKAL機の領空侵犯のうち、日本国内で傍受したとされる五十分間の「傍受テープ」が公開され、「反ソ」大キャンペーンに徹底的に利用されたが、米国が発表どころか、いまだにその存在さえ認めないこれ以前のアリュウシャン方面での「傍受テープ」こそ、KAL機の真の動向を示すものであろう。

KAL機の背後に偵察機

この事件の背後には、米国が社会主義諸国にたいして恒常的におこなっているスパイ飛行の問題がある。今も続けられているキューバや北朝鮮にたいするなかば公然たる領空侵犯と同様に、ソ連側の発表では、この地域ではかつて一日に十回も領空侵犯がおこなわれたこともあり、今年もすでに九回の米国機の領空侵犯が続いたという。そして、この地域の恒常的なスパイ飛行とこの事件とのからみを伝える状況が「傍受テープ」に含まれていたこともたしかである。ただその部分は日米で一般公開された際に削除されていたのである。

レーガン大統領は議会工作のため有力議員たちに聴かした「テープ」にはそれが削除されずに入っていたので、それが洩れ、国防総省が「当時『RC一三五』がその地域の偵察をおこないKAL機とも接近したこと、それがソ連側に察知されテープの交信（撃墜八分前にも）に入っていること」をしぼしぼ認めたのであった。

ソ連側の発表によると「『RC一三五』は、当日八回も領空接近し、たんに偵察飛行をおこなっただけでなく、KAL機と交叉したり、並行して飛行するなど不可解な飛行をおこなった」とされている。さらに、九月一五日の読売新聞は、米国の新聞「デンバー・ポスト」の記事として、以前「RC一三五」に塔乗していた二人の情報専門家話を次のように伝えている。

- (1) 「RC一三五」は戦略空軍に属しているが（情報活動を指揮する）国家安全保障局（NSA）の指揮下にある。
- (2) 同機は、しばしば目標国の領空に故意に侵入し、情報を収集した。
- (3) 同機からの通信は、直接大統領を含む政府首脳との連絡ができるようになっていた。
- (4) 同機は二十四時間体制で、二機が交互に任務についていた。
- (5) 同機は受動的な情報活動だけでなく、敵の行動をみて、自国機に警報を出したり、敵のレーダーを妨害する能力がある。
- (6) 同機のこうした能力、日常の任務から、問題の「RC一三五」もKAL機にたいするソ連側の対応のすべてを収集していたはずである。

この証言からは、少なくとも、「RC一三五」がKAL機に領空侵犯の警告を与える十分な能力があることが明らかとなった。

暴露された「無警告撃墜」のウソ

日米が「民間機に対する無警告撃墜」の証拠として公開されたこの「傍受テープ」について、さらに重要な訂正があったのは九月一日であった。ソ連機による「警告行動」は、日本政府の「そのような形跡はない」という歯切れのよい発表で、マスコミも「無警告撃墜」として重点的に報道したが、シュルツ國務長官は、九月一日に記者たちの「無警告であったかどうか」というダメ押し質問に同調せず口を濁してきたと伝えられている。そして、ソ連側の「警告射撃がおこなわれた」という再度の発表に、米国側も「聞き取りにくい、不明瞭な部分を訂正する」と称して、「RC一三五」の存在に次いでその事実を

認めたのである。

こうして、この事件の主要な物証である「傍受テープ」は、日米の「反ソ」キャンペーンに都合の悪い部分は予め削除されていたことが判明してきた。

そういうえば、最初に発表された「テープ」の記録を改めて見ると、ずい所に不自然さと作為を感じ、追加された事実以外にも、重要な（日米にとって不利な）事実がいぜん隠されていると疑いを持つ人は少なくないであろう。

残された問題点

この事件の翌日、ある情報専門家は「今のうちに、偽物のボイス・レコーダーを海中に投げ込んでおくことは技術的に十分に可能」と述べている。こうなると、「スパイ行為」を証明するためにボイス・レコードを引き揚げた場合もその立証は困難な場合があるということになる。米国はソ連側の指摘する事実をひたすら否定し、関係のデーターをいっさい発表しないことで、KAL機と「RC一三五」との接触でのぞかせたこの事件とのかわり合いを一般的にはほぼ否定することができるのである。

一方、九月四日の読売新聞などが報道したように、民間機による情報活動が伝えられている事態もあるなかで、「警告を一切無視して、領空侵犯を続ける民間機はどう処遇されるのか」という肝心な問題では意見は必ずしも一致していない。問題は、人道主義の立場にしたがって、「民間機によるスパイ行為は事実上容認する」ということで、「警告をいっさい無視し、領空を侵犯し続ける民間機」にも「武器の使用は絶対に禁止」することで各国が合意できるかということであろう。

◇ 編集部だより ◇

▽先頃、発行しました『反合理化闘争の理論と実践』（岩井・灰原編著）はたいへん好評をいただき、残部は僅少となりました。今、増刷するか否か思案中です。

▽総選挙が云々されています。自民党は総選挙の焦点にKAL機、北方領土、非武装中立論等をすえようとしています。反ソ脅威論が彼らの宣伝の中心です。

▽社会通信社ではこれまで二年有余にわたりシリーズで「ソ連脅威論の虚構」を連載してきました。そこで総選挙にご利用いただくべく、あるいはまた「ソ連脅威論」の階級的本質を考えていただくべく『ソ連脅威論の虚構』と題して単行本にまとめることにしました。できあがりは十一月下旬の予定です。ご期待下さい。

▽現在、世界中がきなくさくなっています。ラテンアメリカ大陸全土、中近東等につづき、アジアに大動乱の兆しが強まっています。日米安保体制の危険性がますます強くなる背景です。これらは、社会党の党是「非武装中立論」の正しさを示すものです。

◇ 記者座談会 大韓機事件検証(三) ◇

浮上する「アメリカ見殺し」説

安保で日本周辺も一触即発の状況

A B記者が指摘するように、この事件と米軍偵察機RC135とは深いかかわりがある。ソ連防空軍が大韓機を偵察機と誤認して撃墜した可能性から、大韓機がRC135と協力してスパイ飛行をしていたという可能性を含めて考える必要があるだろう。

C 中曽根首相は大韓機事件に関連して、「この事件で国民の皆さんは、国際情勢が潜在的な一触即発の状況にあることを理解されたと思う」と、自民党夏期研修会や国会答弁で再三強調している。問題のRC135が沖繩から発進した可能性が大きいとみられていることからすれば、中曽根首相のいう「一触即発の状況」は、対ソ連を前提とした日米の軍事同盟、実質的な軍事協力関係がむしろ要因であり、問題となってくる。

B だからRC135は大韓機事件と直接かかわりあいをもっているだけでなく、日本周辺の「一触即発」の状況をも照らし出した。

近くを偵察機が飛行

A ソ連がRC135について述べたのは先に(前号)述べたように九月四日、ロマノフ防空軍参謀総長が初めてだった。九月二日のタス声明では、「米国が大韓機の領空侵犯の事実を知りながらなぜ警告しなかったか」としていたのだが、ロマノフ参謀総長は、初めてRC135という固有名詞を明らかにした。同六日のソ連政府声明は、「侵犯機は、カムチャッカのソ連戦略核戦力のきわめて重要な基地がある地区の上空で、領空に侵入した。同時間に、いまだ米側も認めているように、同地区のソ連国境付近の同高度に侵犯機に似た別の米空軍RC135一機がきた」と、より詳しく述べている。

B すでに米軍側が認めているようにとは、どういうことか。

A これは四日、ちょうどオルノフ・ソ連防空軍参謀総長が初めてRC135に言及した日に、米側が大韓機のすぐ近くを飛行してきたと認めたことをさしている。その日、レーガン大統領は議員らとホワイトハウスで交信記録を聞き、スピークス報道官らがRC135が大韓機の近くを飛行していたと認めた。もともと偵察機はスパイ機と呼ばれているが、ソ連に有利なる事実を米側がなぜすんなり認めたのか、疑問もある。欧州中距離核戦力(INF)交渉を前に、事を荒だてまいとする「手打ち式」ではないかという見方もあったが。

アメリカは事前に知っていた?

C ソ連防空軍は大韓機をRC135と誤認していたのだろうか。

A 六日のソ連政府声明は「侵犯機(注・大韓機をソ連はこう呼んでいる)の行動、サハリン地区で軍事基地の上空を通過した針路を綿密に分析したのち、ソ連領空にあるのは、特殊任務を遂行中の偵察機であるとの最終的結論に達した」としている。したがって大韓機を「特別任務を遂行中の偵察機」と判断していたわけだ。RC135と断定はしていないが、四日のロマノフ防空軍参謀総長の話にあったように、それがRC135に類似して

いたとの判断を基礎においている。このソ連政府声明は「ソ連飛行士たちは、侵犯機の行動を阻止する際、それが民間機であることを知りえなかった」とも言明している。

B 米側ではこれを裏づけるかっこうで米國務省が、ソ連は大韓機を米軍機とみなして撃墜したのは確実との文書を議員に届けたことが明るみになっている。

A 九月八日に撃墜された大韓機に乗る予定だったヘルムズズ上院議員らに國務省高官が書いた文書が配布されている。その文書で「ソ連は間違いなく米国の軍用機と判断し大韓機を撃墜したものと述べている。しかも、この文書の日付は、九月二日だ。だから、ソ連のロマノフ防空軍参謀総長が同四日に、RC135の名前を出す前から、國務省はソ連が大韓機を米軍機、すなわち、RC135と判断して撃墜したとの独自の情報をもっていたことになる。

B このあたりが、ソ連防空軍が大韓機を米軍のRC135と誤認してきたという点で、米ソ両国とも重なり合っている部分だ。「民間機と知りながら、しかも警告なしで撃墜」という当初の宣伝は、くどいようだが政治的意図の先行としか、いいようがない。

C ところがそれどころか、大韓機の撃墜を米国防総省は事前に知っていたということではないか。「東京新聞」の報道（九月二日付）によると、大韓機に乗っていたマクドナルド下院議員の秘書は、国防総省から、ソ連による撃墜のおそれを事前に伝えられていたという。だとすると大韓機の意図的なスパイ飛行が浮上するわけだ。民間機だと撃墜されることはない、というヨミもあっただろうし、「サハリン強制着陸」というCIA情報による第一報どおり、サハリンへの強制着陸に応じればよいという計画だったとの推理も成り立つ。だからやはり、今回の事件の真相は、「誤認説」と「スパイ説」との間（それぞれを含む）にあるのではないか。

大韓機はスパイ作戦に参加？

B 「ブラウダ」の九月八日号にザハロフ氏による論説が掲載されている。ここで、スパイ説と関連があるのは、大韓機の危険な飛行は偶発的なものではなく、あらかじめプログラミング（計画）されたもの、としている点。さらに、 Guam 島にある米ラジオ局の報道として、大韓機は「カムチャッカ南部上空を無事通過、針路は正常」と交信しているというのだ。カムチャッカ南部上空とは、同半島の南部上空を通過ということで、しかも正常とは、まったく計画どおり、領空侵犯でスパイ飛行を続けているということになる。

C RC135の飛行経路については、オルガコフ・ソ連軍参謀総長が大きな地図を背景に九月九日、記者会見して説明しているが、大韓機がスパイ飛行を目的としていたというのが、ソ連の最終的結論か。

B オルガコフ参謀総長は明確に「ソ連領空侵犯はあらかじめ仕組まれ、周到に計画されたスパイ作戦だったことは、反論の余地なく立証された」と述べている。また、そのために、「人的犠牲を無視して、犠牲を予想しながら意図的に民間機を選んだ」とも語っている。オルガコフ参謀総長はその日の会見で「入念な調査結果を考慮に入れて」と前置きしており、今回の事件を周到に計画されたスパイ作戦だったと断定しているのはたしかだ、として、大韓機がスパイ作戦に選ばれ、また参加したというわけだ。

謎残す偵察機の飛行航路

A オルガコフ参謀総長らの記者会見で明らかにされた大韓機、RC135などの飛行経

路図のなかで、とくに注目を集めたのは、カムチャッカ半島の東方海上でのRC135の飛行ルートだ。

B RC135は、同参謀総長の説明によると大韓機と約一〇分間、重なるように飛行したとなっている。もちろんソ連防空軍にとっては、この時点でも大韓機は国籍不明の領空侵犯機であることにはかわりはない。初めにRC135を探知し、次に大韓機をリーダーで捕捉、RC135はアラスカに針路をとったが、もう一機はベトロプロフスクに向かっていたため、「偵察機がソ連領空に接近しつつある」との結論を、この時点で下したとしている。さらにこの侵犯機がカムチャッカからオホーツク海を越え、サハリンのミサイル部隊（からの攻撃）を避けて飛行し、ソ連防空軍はまずまずスパイ機との確信を深め、さらに警告射撃にもかかわらず同機が軍事基地であるウラジオストック方向に針路をとって逃げようとしたため、撃墜命令が出されたという説明だ。

C RC135が約一〇分間、大韓機と重なるように飛行していたというのは、やはりクサイ。ソ連が大韓機をもう一機の偵察機、もしくはRC135の給油機など米軍機と誤認する可能性は、RC135の奇妙な飛行ルートで高くなる。

B RC135は、沖繩の嘉手納基地でよくみられるSR71と同じく米戦略空軍（SAC）所属の偵察機でSR71は高高度高速、RC135は中速中高度という役割を分担している。ところが、大韓機事件に関連して、沖繩のRC135の元塔乗員が、大韓機と重なるように飛行していたRC135は大韓機の領空侵犯の事実を知っていたとして、なぜ知りながら悲劇をくだめなかつたのか、と米国紙「コロラド・デンバー」に語っている。元塔乗員の「証言」で気になるのは、数字の8の形を描きながらRC135が情報収集のために飛行するというくだりだ、オルガコフ参謀総長が説明したRC135の飛行ルートは、大韓機と重なるところで、この8の字形の飛行をしている。

A だから、当然RC135は大韓機の領空侵犯を知っていた。そのうえに、もちろん情報収集、すなわちスパイ飛行をやっていた。

B RC135は、レーダー、通信機をもっているわけで、軍用機のほか民間機との通信も可能な点からすれば、悲劇の回避をなせしなかつたのか、という疑問は当然だ。だから、そこにまた大韓機スパイ説の材料があるわけだ。

A 「大韓機スパイ説」については、キルサノフ空軍元帥が、米国のスパイ衛星「フェリックストD」も連動していたという論文を九月二〇日付の「プラウダ」に発表している。この説明については、後でみるとして、今回の事件が起こった空域で米軍の領空侵犯が相い次いでいるというソ連の主張についてはどうか。

危機の根源は日米安保

B 「プラウダ」六日付のザハロフ論説が指摘しているのだが、ことし四月四日に空母ミッドウェーと原子力空母エンタープライズの艦載機がやはり領空侵犯したとしている。四月四日といえば、アリュージャン列島での米軍演習フリーテックス83-1が始まった日だ。チームスピリット83の撤収作戦中にエンタープライズは佐世保に寄港、その後、日本海、津軽海峡を通過してアリュージャン列島での演習に参加、そして領空侵犯したわけだ。

C 中曽根首相は、今回の事件で一触即発の状況が理解できただろう。だからそれに備えるために軍事力増強をと言いたいのだろうが、日米安保条約のもとで横須賀を母港としているミッドウェーや佐世保に寄港したエンタープライズやカールビンソンが、対ソの米軍戦略を具体化するなかで日本周辺の緊張を高めていることが明らかになった。だから、日本の平和と安全のためには、緊張の緩和が第一に求められるのだが、中曽根首相は、逆方向を選択している。

（つづく）

◇シリーズ「ソ連脅威論」の虚構②◇ 破綻した「ココム」規制

—— 対ソ経済制裁の実態(二) ——

「ココム」でアメリカは対ソ貿易におくれ

ココム規制の大幅緩和は東西貿易を急速に進展させた。一九六〇年に比較して、一九七九年には社会主義諸国を相手とする貿易額は一四倍に達し、二国間の長期貿易協定は四倍以上、西側企業との協力協定は千件以上(十倍以上)となった。また、合弁会社、プラント輸出にともなう産業技術のノウ・ハウの提供、資源開発技術の移転が目立つようになった。とくに一九七〇年代後半から、「ソ連のエネルギー・原料供給」と「西欧諸国の生産財・消費財の輸出」の結びつきがいちじるしく深まった。

日本は一九五六年の日ソ共同宣言をきっかけに急速に対ソ貿易を伸ばした。日本政府と財界は巧妙に立ちまわってココム規制を忠実に守りながら、地理的な条件を生かし、日本経済の需要と結びつけ、その貿易量を一九六一年の二億ドルから一九八二年の五六億ドルに増加させた。とりわけ日本は森林資源開発、ウランゲル港建設、パルプ材・チップ開発などの大型プロジェクトを手がけ実績を築いた。

自らの厳しい規制で西欧諸国の社会主義諸国との貿易に差をつけられたアメリカも、大企業の高まる規制緩和の要求の前に政策の転換をおこなった。一九六九年に制定された「輸出管理法」は、

- (1) 禁輸対象国を共産主義国に特定しない。
- (2) アメリカ製物資、技術データが輸入国の経済的潜在力に役立ってはならないという条件の削除

という骨子から成っていた。これは「戦略的禁輸から条件付輸出奨励」という大転換であった。この方針は、一九六九年にポーランドに最恵国待遇の適用、一九七一年に対中規制の大幅緩和、一九七二年米ソ貿易協定締結と急速に運用された。その結果、米国の対ソ輸出額は一九七二年の二億ドルが一九七二年に五億ドルと急伸し、一九七九年には四〇億ドルに達した。

一九七〇年代後半に、米国は高度技術品の輸出で立ち遅れていること、米国の高度技術がココム規制の網の目をくぐって、西欧諸国や日本を通じて社会主義諸国に輸出されることに不安と不満を持った。それは近い将来エネルギーの供給問題で、米国の石油メジャーにとって強力な競争相手となりうる西シベリア・パイプライン計画、サハリン天然ガス計画にたいする不安と不満(アメリカは大口径パイプの生産をおこなっていないという面を含め)の表われでもあった。

一九七九年の「輸出管理法」は、すべての国を対象とし高度技術の輸出体制を見直したものであった。重要なことは、それらの高度技術の輸出許可の判定基準設定を国防省が担当したこと、また基準の「灰色領域」を十分に幅広く設定し、政府が恣意的に規制するこ

とを可能にした点であった。

アフガン「制裁」は米の主導権の弱体化を暴露

一九八〇年一月のソ連のアフガニスタン支援にたいする米国の対ソ経済制裁の結果ほど、米国の主導権の弱体化を示したものはなかった。

制裁が実施された一九八〇年から八一年にかけて、ソ連の対外貿易は逆に約一八％も伸び、とりわけ対西側先進国貿易は約二三％も増加した。その状況を国別の対ソ貿易実績で見ると、米国は五〇％減、制裁に協力的だった英国は一七％増、日本は一〇％増、一方、制裁に消極的であった西独三五％増、仏四三％増、伊四一％増、中立国フィンランドは五〇％増、オーストリアは二五％増。

つまり、制裁の仲間だったはずの国は、競争相手が制裁に協力している間に容赦なく肩代りの役目を果たしたのである。日本もこの制裁に参加したことで、全ソ鉱山冶金設備輸入公団の契約（新日鉄）やポリエステル製造設備の契約（帝人・東レ）を失い、その損失は五億五千万ドルに達した。また、財界がその商談を期待していた、今世紀最大といわれる東シベリアのカンスク・アチンスクの石炭液化プロジェクトの建設も、ソ連は西独に共同建設を提案してしまった。

制裁項目の中心だった「高度技術」の点でも米国の面目はつぶされた。たしかに一部の技術は規制されたが、現実にはソ連より手を引いた米、日の企業に代わって、西独、仏などの企業が進出した例が少なくなかった。一方、この制裁が始まってからソ連のまき返しはさまざま、一年間余りの短期間に今までかつてないほど多くの西欧・北欧先進諸国との長期経済産業協定が締結された。

- ◇ ソ連・西独経済産業協力協定（期間 二五年間）
- ◇ ソ連・フィンランド長期経済産業科学技術協定（同 一五年間）
- ◇ ソ連・ノルウェー長期経済産業協力協定（同 一〇年間）
- ◇ ソ連・オーストリア長期経済産業科学技術協定（同 一〇年間）
- ◇ ソ連・スウェーデン経済産業協力協定（同 一〇年間）

経済制裁をつうじて米国が思い知らされたのは、西欧諸国と社会主義諸国の経済的補完関係がいつでも「制裁破り」をしかねないほどに進展しているという現実であった。

穀物輸出も無惨な結果

「輸出穀物管理法」で「農産物の輸出制限を極小にすること」を国是としていた米国が、身を切る思いで制裁項目に盛り込んだ「穀物禁輸」はもって無残な結果をもたらした。この制裁に協力した国は事実上なかったからである。オーストラリアとカナダは「伝統的な売却量を越えない」と制裁参加を約束しながら、実際はこの年には前年比二・五倍以上の穀物をソ連に輸出した。カナダはさらに五ヶ年で二千五百万トンの穀物輸出契約を結び米国を出し抜いた。ブラジルやアルゼンチンは制裁参加を拒否し、前年比三倍以上の穀物をソ連に輸出した。米国政府は国内の農民と穀物メジャーの非難の集中砲火を浴びた。そし

て穀物輸出業者の保有分の買い取り、穀物貯蔵費の支払い、作付留保の補償として総額三五億ドルを支出するはめに陥った。

一九八一年五月、米国は一方的に「穀物禁輸」の解除を宣言したが、その身勝手さは同盟国の非難を浴びた。

アメリカ追隨の日本もみじめな結果

一九八一年二月、ポーランド軍政移行にたいして米国がおこなった第二次対ソ経済制裁は、エレクトロニクスなど高度技術や、石油パイプライン関係の関税技術などの規制が中心であった。これも西独、仏などの猛反対を生んだ。米国は執拗に在欧の系列会社まで「制裁参加」を強要した。八二年六月、ECの首脳会議はこの規制にたいし異例の対米非難を宣言するにいたった。

日本はここでもとばっちりを受けた。八二年のIBMスパイ事件は反共の信念にこり固った米国が高度技術の支配確立と移出の断固阻止を意志表示した事件であった。この事件は「みせしめ」のための「謀略事件」であったことは衆知の事実である。

一九八三年八月、米国は国防省の反対を押し切って、パイプライン敷設機械の輸出規制を解除した。これも米国のキャタピラー社など同型機械製造会社が、この規制で大きな影響を受け、失業増加の一因をなしたことで、一方で日本の小松製作所が同敷設機械の対ソ契約を奪ったことが確認された結果の決定であった。こうして、レーガン政権は忠実な反共の仲間「日本」からも裏切られたのである。

その忠実な反共の仲間「日本」もけっして上手に立ち回ったとはいえなかった。制裁に柔軟な西欧諸国に商談を奪われ、不況による需要減もあって、八三年度の貿易高は昨年と比して二〇%減（推定）と低迷気味となっている。

ソ連への経済制裁は無力

米国防界の内紛がからんで発表されてしまったBIR（国務省情報研究局）の「対ソ制裁の経済的効果」の秘密研究資料さえも、対ソ制裁のもたらす「ブーメラン」効果を次のように冷く予言している。

「八二年、八三年に対ソ製品輸出が半分となっても、それはソ連の経済成長に〇・二%（金額で四五億ドル）しかマイナスを与えないが、西側のGNP減少は二百億ドル以上にも達する」と。

ソ連・東欧貿易にかかわる雇用者が米国の十倍も存在するといわれる西独で、若手経済学者は冷静にコム規制の暗い未来を次のように予想している。

「戦略物資の禁輸は、多くのコム不参加国によって破られ破綻している。たとえそれが有効に進められても、ソ連・東欧諸国は国内で資源配分政策を改め、戦略物資を生産し、非戦略物資の輸入を計る。非戦略物資の全面的禁輸などは完全に夢物語である」と。

◇ 八三年度組合大会の検討(三) ◇

総評労働運動の現状と課題

八三年度組合大会から何を学ぶかはきわめて重要だ。第二〇八、九号と大会の特徴をふりかえってきた。最後に、総評労働運動の現状を報告と討論から摘出したい。たしかに困難な状況だ。だが、嘆いているだけでは前進はない。困難を克服する道は総評再生への道でもある。われわれの希望する総評を再生させるために全力をつくし合おう。

ご報告、ご論議いただいたことから、労働運動の現状と課題を要約したい。次のようにいえるのではないか。

一 組合大会の全般的特徴

まず組合大会の全般的特徴についてです。今年の課題は三つあった。第一は春闘再構築をめぐる問題、第二は反「行革」闘争、第三は労戦問題です。この三つの課題が総評再生の問題と密接に絡んでいるのが最大の特徴です。

結論はどうであったか。三つのことがいえると思う。第一は総評「解体」の危機がよりいっそう深化したこと、第二は「解体」の危機の背景が鮮明になったこと、第三は危機の現象もたいへん明瞭なかたちをとってあらわれたことです。

(1) 総評「解体」の危機の深化

ポイントとして三点指摘できる。第一は総評指導部の思想的動揺です。富塚事務局長は答弁で「春闘再構築は全民労協が軸」「春闘再構築と労戦統一問題は一体のもの」との見解を示した。方針案の流れもそうなっていた。「黒川・真柄体制」へと人事は変わったが、黒川氏が「月刊総評」九月号で、「私は来年か再来年の大会で、さまざまプロセスを踏んだ後に全統統一の為には総評はどうなるかと言わねばならぬ時期がくる」と述べているように、「槇枝・富塚体制」と本質的には変わらないと思う。

第二は鉄鋼労連を中心とする民間五単産が総評の主流となりはじめたことです。鉄の中の村委員長が「国際競争力の維持」を前提に、沖電気の指名解雇反対闘争を露骨に批判したこと、さらに、全民労協の性格について、「(全民労協が)統一の母体」と本音を吐露したことです。

第三は総評の中核組合たる国労、自治労、日教組といった官公労組合、県評が総評再生、春闘再構築の道を示しえなかったことです。民間五単産は総評の伝統を否定する方向で春闘「再構築」の道を示しました。しかし、総評の伝統を守り、発展させるべき役割と任務をもつ官公労が方針を示しえないのです。これでは流れがどちらに傾くか明らかです。

(2) 「解体」の危機の背景

最大のポイントは官公労組合が「競争原理」「能力主義管理体制」に飲み込まれはじめたことです。生産性基準原理の公労協、公務員共闘、交運共闘への浸透です。たとえば、危機を強く印象づけた全通では「三つの危機(事業の危機、雇用の危機、組織の危機)」

が前面に押し出され、本部の提案と答弁は、まるで業務研修会の様相を呈していたことです。先輩格の全電通は「競争にかつ」ことがやはり中心にある。日本労働運動の機関車役たる国労にも「苦悩」がみられた。「効率化」が新たに提起されたことです。動労は「雇用、事業を守るためには労働条件低下もやむなし」との割り切り方です。私鉄も昨年までは「家計との整合性を」だったが、今年には「内需拡大論」に転換しました。日教組、自治労も例外ではありません。自治労では「地域生活圏闘争」、日教組では「教育国民運動」が提起されました。職場からの抵抗闘争が弱まっているなかでの提起だけに気がかりなわけです。それは、国労の「効率化」についてもいえると思います。

第二はこの結果、反合理化・職場闘争の路線が大幅に後退し、産業政策という名の「制度・政策要求」のたたかい方が前面に押し出されていることです。とりわけ民間組合、全通に強くあらわれていました。

(3) 「解体」の危機の諸現象

三点指摘できる。第一は春闘再構築、第二は反「行革」のたたかい、第三は労戦再編、第四は統一労組懇問題としてあらわれた組織混乱です。

第一に春闘再構築についてです。鉄鋼はもちろん、電通労連、合化、全金、私鉄等は「全民労協基軸の再構築」を主張しました。鉄の主導についての論議が話題にはなりませんが、枝葉末節にすぎません。唯一大衆的な規模でたたかわれていた春闘の消滅を意味するからです。春闘共闘も本来の役割は霧散し、官民再編の道具に変質させられています。それだけに、官公労が春闘再構築の道を示さなかったことは、今後の日本労働運動に重大な意味をもつものです。

第二に反「行革」についてです。「行革」は国民的意識改造運動です。「民間活力の活用」がいわれます。これは「競争原理」の導入です。この「行革」攻撃のなかで先ほどの弱点があらわれているわけですから、危機は深刻といわなければならぬような気がしません。

第三に労戦ですが、これについてはあとでくわしくみてみたい。

第四は統一労組懇問題です。全通、自治労、日教組で顕著にあらわれました。「分裂」「脱落」まで云々されたほどです。この問題が主流派に労働運動の現状を客観的にみることを忘れさせている面があるだけに、重要な問題を内包しているわけです。

二 範を示した全国一般

前進的な面もあります。全国一般で「全民労協参加」の方針が否決されたことです。全労協参加を推進する総評に大きなショックを与えたといわれています。

全国一般でもっとも強調されなければならないのは、「春闘再構築の道」を、総評傘下組合で唯一提起していることです。議案書は総評大会会場で全代議員に配布されています。この姿勢をすべての組合、幹部、活動家、組合員が見習うことです。春闘の抑え込みに独占、政府は一〇年、二〇年の年月をかけています。ですから一〜二年で春闘再構築が可能と考えられる状況ではありません。わが陣営が腰を落とし、長期戦略を打ちたてねばなりません。このための一步を開くものと考えなければならないということです（この方針に

については次号から資料で紹介したい。

三 労戦問題について

次に労戦問題です。再編成の対象はいよいよ官公労に移ります。春闘再構築とも絡み、官公労再編成問題は、総評「解体」にもいきかねない重大な問題です。大会までの経過と問題は単行本「反合理化闘争の理論と実践」(岩井・灰原編著)に明らかです。ですから、今年の大会で明らかにされたこと、つまり、各組合の提起と決定がいかなる意味をもっているかをまず明らかにしたい。

(1) 各組合の方針と決定

国労です。東京地本の全代議員が連名した補強意見は次のようなものです。

「(1) 第四四回定期全国大会で決定してきた労戦統一問題での大会議長集約を再確認し、全民労協『基本構想』を容認した『総評統一綱領草案』に国労は絶対に反対する。

(2) 公労協一部組合の提唱している『公企労懇』は全民労協『官公労』版であり、国労はこれに反対の態度を明確にし、各級機関の指導を行う。

(3) 『行革』推進、安保是認、原発促進、防衛力増強という軍事大国化路線を容認する右翼的再編に国労は絶対に反対し、総評労働運動が歴史的に闘いつづけてきた階級的民主的路線を堅持し、右翼再編の動きと手を切ることを総評に要求する」

この補強意見は書記長集約にいられた。りっぱなものです。しかし注意が喚起されねばならぬ点もあります。書記長集約は具体的方針を五点示しています。第一に統一綱領草案に反対する立場で討議続行、第二に全電通の呼びかける公企労懇には不参加、第三に意見の一致する労働組合の結集、第四に労戦問題についての学習会、集会、交流と県評・地区労の支援と統一行動の強化です。これだけなら問題はありません。しかしもう一項目が四点目に加えられていることです。

「官公労の統一は、まず総評内の決定に従い、その次に全体の枠を超えた話し合いをするかどうか決めてまいりたい。」

あとでみるように、官公労再編問題は全電通の提起した公企労懇から一歩進み、総評の場へと移っています。このことを考えると、傍点部分の一節の重大性がわかる。

次に日教組です。本部は方針原案に福岡(高)の修正案を受け入れた。両者は次のようなものです。

「方針原案 「(4)労働戦線の統一にあたっては、これまで堅持してきた反独占、反自民の階級的視点を明確にし、政治反動と民主教育破壊、労働者(組合)の分裂・支配を許さない立場からあらゆる労働組合が大結集できる統一をめざします。/日教組は、総評民間単産が一連の経過について統一対応をすすめる状況をつまみ、ひきつづき五項目の補強見解の実現を総評に求め、全的統一をめざし、あくまで分裂と再編を排除する労働戦線統一を追求します。なお、日教組は、教育労働戦線の統一母体であることを確認し、ねばり強く統一への対策をすすめます。/また、継続討議となっている『労働戦線統一綱領草案』については、日教組としてすでに集約した補強見解をふまえ、引続き職場討議をすすめます」」

「福岡高修正案」……追求します。また官公労の「統一推進準備会」などをつくらうとする動きに対しては、五項目補強見解・民間の全的統一の実現を前提に慎重に対処します。」

ついで自治労です。丸山委員長のあいさつではこういわれています。

「いま労働戦線の統一は、全民労協の発足により、官公部門の統一が課題とされ一部官公労の全民労協版をつくらうとの動きもみられます。自治労はかねて大会等で決定してきてある方針、すなわち、(1)官民一体、未組織を含めた全的統一であること、(2)労働組合の主体性を堅持したたかう戦線統一であること、(3)広く勤労国民と提携し地域闘争をも重視する国民春闘路線の再構築をはかること、などを労働戦線の原則として踏まえてすすめたいと思います。そしてこの運動を進めるにあたってはまず総評内部の意志統一と団結をはかることを重視して進めることとします。幹部の思惑や、一部の組織による恣意的な動きや事実上の選別再編成の動きには同調いたしません。そして労働戦線の真の統一は、共通課題による共同行動の積極的実践を重視しねばり強くすすめることとします。」

次に総評内に大きな混乱をもちこんだ全電通です。電通労連は今年の大会で国際自由労連加盟を決定しています。大会では「全的統一を目指す官公労再結集のためのイメージ」が提起されました。その考え方の基本は、「全民労協は民間結集に大きな展望」「全的統一が労働戦線の課題であり、官公労の再結集を追求」「全電通が条件づくりに役割」を果すというもので、具体的には山岸委員長のあいさつで示されています。

「そのポイントの一つは、全民労協と同様官公労においても、新しいゆるやかな労働戦線一のための協議体ができるだけ早い時期に結成するよう努める。」

二つ、そのために、各組合がナショナルセンターのちがいを越え、小異を残し大同につくという大乗的見地に立って、共通する課題で、可能な共同行動をつみ上げていく。また、ナショナル・センター間や全民労協をクッションとした話し合いなど多角的な話し合いをすすめていく。

三つ、全民労協官公労版への結集は、全民労協と同様、条件の整ったところから全体の理解の下に参加していく。

四つ、全民労協官公労版が出来た暁には、ナショナルセンターとの有機的な連けいを保ちつつ、全民労協とブリッジを結び、官民の可能な共闘をつみ上げていく、そして、条件が整った段階で、官民一体の一つのナショナルセンターをつくり上げ全的統一を実現する、というものであります。

以上の観点に立ち、中央執行委員会は、当面次のことを総評に対し提起し、その実行を期す考えであります。

その一つは、直面する八三秋闘において、総評は、五〇〇万全官公労働者の共通課題である「仲裁・人勧」、「一致する行革課題」「労働基本権」を統一目標とした全官公労共闘を、同盟、新産別、全官公に提唱する。

二つは、今日、名存実亡の実態で事実上、開店休業状態にある、総評内の「官公労労働戦線一対策委員会」を全的統一を研究するという新たな観点から再出発させ、民間主要

組合代表、官公労組代表による、官公労再結集についての、徹底した本格的論議を開始することでありませう。また総資本の意向をもっともよく示すとみられる鉄鋼労連の考え方は次のようなものです。

「全民労協の強化―ゆくゆくは四団体を吸収していく統一の母体である。

このことからして、(1)四団体共闘を無原則にやるのはよくない。四団体は全民労協を積極的に強化していく立場にたつべきだ。(2)地方の組織をつくっていくかなければならない。―ブロック別討論集会のような共同行動をつみ上げ、緩やかな共闘関係を地域につくっていく。(3)『行革』など、まだ一致できない政策については、政策推進労働組合会議の十一大政策を基本に、時間をかけて意志統一していく。(4)各ナショナルセンターは、しだいに人を全民労協に派遣して、解散のプログラムをつくる。とくに、中連の書記局が最初に全民労協になだれ込む。(5)一九八七年の第一四回国際自由労連大会までに、全民労協が(ICFTUに)加盟することをめざす―そのため鉄鋼労連がICFTUに加盟する」

「官の統一を早期に達成して、民間とブリッジができる条件を早急につくっていくかなければならない。山岸提言があったが早く一石を投じて、自らの産別も整理し、民間と共闘が組めるようなテーゼを持って結集していくことが大事」

そして、最後に総評です。主要単産大会が終わった九月一二日、第一回拡大評議員会を開き、官公労再編にとりくむ姿勢を次のように明らかにしました。

「1 大会決定をふまえて労働戦線の全的統一をめざす方針の具体化と運動展開のため次のように機構改革をおこなう。

① 労戦統一対策委員会―従来は総評五役と民間三役で構成していたが、新たに総評五役と日教組、国労、全電通および総評民間単産から五役単産以外の二単産代表(後に日放労、全国一般と決定)をもって構成する。

この対策委員会では民間、官公労、地域における統一の具体化について協議をすすめるが、それぞれ小委員会を設けることとする。

対策委員会の単産代表は原則として委員長とするが、必要によっては書記長レベルの協議、四部会事務局長をふくめた協議などをおこない、機能的に対処する。

② 労戦対策室―労戦統一対策委員会の事務局的作用を果たすため、企画局、組織局、共闘局の幹事、部長から数名をもって労戦対策室を設置する。

③ 統一綱領検討委員会―統一運動の進行状況をみて開催することとする。

2 労戦統一をめぐる最近の動きのなかで単産、地域において一部グループの反総評的な言動が公然化してきている。総評は単産や地域の分裂を促進するような動きに対してはきびしく対処する。

また、太田、市川、岩井の三顧問については事務局長が個別に会談し、総評の団結と統一を守る立場にたつことを要請する」

以上が各単産大会の決定の主要点です。

(2) 官公労再編成にむけ歩み開始

これを要約しますと、二つのことがいえます。第一は公企労懇反対、第二に官公労の再編成については「総評の決定にしたがう」ということです。国労の補強意見はもっとも強いものです。しかし、先に注意を促した点で必ずしも、国労が官公労再編に反対するもの

とはいえなくされており。

それは、全電通が「この指とまれ方式か？」ともいわれた公企労懇から一步進めた全民労協「官公労版」を提案し、その提案について黒川議長も「全電通提言は一つの提案」と、総評が受け入れの意向を示していることによるものです。今後どう官公労再編をはかるかについては、第一回拡張「確認」でも明らかにされていませんが、総評が呼びかけをおこなうことは必至の情勢とみることができるところです。このとき、「これには反対」という単産は一つもないわけです。ですから、今、官公労再編問題はひじょうに重大な点に一步すすんだといえると思います。とりわけ、官公労が「行革」攻撃のなかで、階級的労働運動の路線に自信を失いつつあるだけに、なおさらそうなのです。

四 統一労組懇は総評への揺さぶりを開始

他方、統一労組懇の方針は今や明白です。「総評に未来はない」と断言し、統一労組懇強化の道をまっしぐらに走っているからです。しかし、彼らにも不安がないわけではありません。それが先の統一労組懇総会での「左派の結集」の呼びかけとなったものです。日教組の三県問題、全通における臨徴（政治資金カンパ）、自治労の衛都連問題は直接「分裂」を意図したのではなく、総評の揺さぶりと考えられます。揺さぶって揺さぶって総評の解体を早める。そのことによって名実ともにナショナルセンターの地位の早期の確立と強化をはかろうとの作戦だと思えます。

五 総評「再生」への課題

こうしたなかで問われるのが総評の「解体」を危惧し、総評の「再生」をめざす仲間の態度です。

まず第一に強調されねばならぬことは、総評「再生」は可能だとの確信です。官公労組合は総評の中核です。国労、自治労、日教組は総評の機関車です。たしかに、公労協内部の対立と矛盾は激化しています。しかし、国労が、そして自治労、日教組が明確な姿勢をうち出せば、鉄鋼労連から高く評価されている全電通の全民労協「官公労版」はけっして実現されることはありません。

その意味で、われわれの任務は、これからはじめられるであろう官公労再編のための話し合いのなかで、全民労協「官公労版」にしない努力が必要とされる。これが第一です。第二に、鉄鋼などは官民ブリッジのためには「全民労協と共闘できるテーゼをもってこい」といっているわけですから、来年まで決定が伸ばされた「労働戦線統一綱領草案」を、国労の書記長集約がいうように、「学習、教宣、交流」のなかで職場からの大衆的反撃で階級的なもの、総評的のものにすることです。

第三は、労戦再編成は春闘再構築、反合理化闘争（反「行革」闘争ともいえる）の再構築と密接に絡んでいます。ですから、この二つの日常の抵抗闘争の力が作用してはじめて労戦の右翼的再編成を挫折させることが可能となります。その意味で、春闘再構築、反合理化闘争の組織化に全力が払われねばならないということです。

具体的には別稿でその方針を示していますが、当面、一二年の間に総評の「再生」は困難です。ですから、「再生」への方針を職場から作成し、その実現につくすことが問われているということです。